

令和6年度第1回
新宿区外部評価委員会 会議概要

＜開催日＞

令和6年5月17日（金）

＜場所＞

本庁舎6階 第3委員会室

＜出席者＞

外部評価委員（15名）

稲継裕昭、竹内真雄、山本卓、戎井一憲、風間義民、小杉美恵子、小宮領、佐伯康之、
藤川裕子、大川内初実、大西秀明、御所窪和子、津吹一晴、古市雄大、安井潤一郎

区職員（6名）

吉住区長、菊島総合政策部長、中野企画政策課長、西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、
奥井主任

【事務局】

それではお時間となりましたので始めさせていただきます。

ただいまから新宿区外部評価委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、事務局の総合政策部特命担当副参事の西澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第6期新宿区外部評価委員会の第1回目の会議です。会長が選出されるまでの間、
会議次第に沿って私ども事務局のほうで進行させていただきたいと思いますので、よろしくお
願いいたします。

なお、本日は区長、総合政策部長、企画政策課長が出席しております。大変恐縮でございま
すが、公務のため、途中で退席をさせていただきます。

それでは、早速でございますが、次第の1、委員の委嘱でございます。

これより外部評価委員会委員の委嘱をさせていただきます。新宿区外部評価委員会条例第4
条の規定に基づきまして、区長から新宿区外部評価委員会委員として委嘱をさせていただきます。
委嘱状を区長より交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【区長】

～区長が各委員へ委嘱状を交付～

【事務局】

続きまして、区長からご挨拶申し上げます。

【区長】

～区長あいさつ～

【事務局】

では、続きまして、委員の皆様のご紹介と併せまして、委員の皆様より一言ずつご挨拶いただければと思います。私からお名前等を紹介させていただいた後に、一言ずつご挨拶いただければと思います。

大変恐縮ではございますが、時間の制約がございます関係で、ご挨拶は簡潔にお願いできればと存じます。よろしくお願いします。

まず初めに、学識委員でございます。早稲田大学政治経済学術院教授、稲継裕昭委員です。

【委員】

早稲田大学政治経済学術院の稲継と申します。よろしくお願いします。専攻は行政組織論とか公共経営論とかをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、大東文化大学法学部政治学科教授、竹内真雄委員です。

【委員】

竹内と申します。私は3月まで都庁の職員をやっていたしまして、外部監査のようなことも関わっておったので、組織のために役に立つような意見を上げさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、法政大学法学部政治学科教授、山本卓委員です。

【委員】

法政大学法学部からまいりました山本と申します。前の期から連続なのですが、どうぞいろいろと皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、公募区民委員のご紹介でございます。まず、戎井一憲委員でございます。

【委員】

戎井一憲と申します。今後ともよろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、公募区民、風間義民委員です。

【委員】

風間と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、公募区民、小杉美恵子委員です。

【委員】

小杉美恵子です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、公募区民の小宮領委員です。

【委員】

小宮と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、公募区民、佐伯康之委員です。

【委員】

佐伯康之と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、公募区民、藤川裕子委員です。

【委員】

藤川です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、団体構成委員6名のご紹介でございます。まず、新宿区エコライフ推進協議会、大川内初実委員です。

【委員】

はじめまして、大川内初実と申します。新宿区のエコライフ推進協議会のほうに参加しております。本日参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、新宿区防災サポーター連絡協議会、大西秀明委員です。

【委員】

新宿区防災サポーター連絡協議会の副会長をしております大西秀明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、新宿区民生委員・児童委員協議会、御所窪和子委員です。

【委員】

御所窪でございます。民生委員としてこの場にいらしていただいています。皆様よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、新宿区町会連合会、津吹一晴委員です。

【委員】

町会連合会の津吹と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、東京青年会議所、古市雄大委員です。

【委員】

東京青年会議所新宿区委員会の古市と申します。よろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、新宿区商店会連合会、安井潤一郎委員です。

【委員】

新宿区商店会連合会の安井と申します、よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、こちらの委員会の事務局、ご紹介いたします。

まず、総合政策部長の菊島でございます

【事務局】

菊島です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続いて、企画政策課長の中野でございます。

【事務局】

中野です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、企画政策課の甲斐です。

【事務局】

甲斐と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続いて、企画政策課の奥井です。

【事務局】

奥井です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

どうぞよろしくお願いいたします。

ではここで、区長、総合政策部長、企画政策課長は次の予定がございますので、恐れ入りますがここで退席をさせていただきます。

続きまして、次第の2番に入ってまいります。

会長及び副会長の選任についてのうち、委員会の会長の選任をお願いしたいと存じますが、会長は外部評価委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。会長の選任に当たり、引き続き私が司会進行を務めさせていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは早速、会長の選任に入ります。

委員の皆様のご意見があれば伺いしたいと思いますが、会長の選任につきましてはいかがいたしましょうか。

【委員】

事務局さんのご提案をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

ただいま、事務局から提案という声をいただきました。事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

それでは、事務局から提案させていただきます。

第5期外部評価委員会の副会長をお引き受けいただき、第3部会の会長を務めていただきました、学識委員の稲継委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。賛成いただける方は拍手をもって……

(拍手)

【事務局】

ありがとうございます。

では、稲継委員に会長をお受けいただくことに決定いたしました。会長選任について、ご協力ありがとうございました。

それでは、この先は、稲継会長に進行をお願いしたいと思います。

稲継会長、会長席にご着席をお願いいたします。

会長が選任され、委員会運営の運びとなりましたので、事務局による司会進行はここまでとさせていただきます。この後は稲継会長をお願いしたいと思います。

稲継会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

改めまして、稲継でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進行してまいります。

次第の2、会長及び副会長の選出についてのうち、副会長の選出からです。

副会長は、外部評価委員会条例第7条第2項の規定で、会長同様委員の互選により定めるところとなっております。また、同条例第7条第4項に副会長の職務の規定があります。条文によりますと、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」とあります。

副会長は、私、会長の指名ということでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

【会長】

副会長につきましては、ここにいらっしゃいます法政大学教授の山本委員をお願いしたいと考えております。皆様、よろしいでしょうか。

(拍手)

【会長】

ありがとうございます。では、副会長、山本委員と決定とさせていただきます。

山本委員、席の移動をどうぞよろしくお願いいたします。

【副会長】

よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の3に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、確認させていただきます。

今、机上には、資料の束とそれから冊子の束と、2つ山をつくらせていただいております。

この資料のほうから確認させていただきます。

次第の下に資料1「新宿区外部評価委員会委員名簿」があります。資料2「外部評価委員会条例」その下が資料3「新宿区行政評価制度に関する規則」その下が資料4「新宿区外部評価委員会の会議の公開に関する要領」その下が資料5「新宿区外部評価委員会委員名簿（部会別）（案）」その下が資料6「外部評価委員会の評価方針（案）」、続きまして資料7「外部評価チェックシート」、資料8「令和6年度外部評価委員会スケジュール（案）」、続きまして資料9「令和6年度外部評価委員会 部会スケジュール（案）」、最後に資料10「令和6年度評価対象施策（案）」。

続きまして、冊子のご説明をさせていただきます。

一番上にピンク色の「令和5年度 外部評価実施結果報告書」その下が「令和5年度 内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」、その下が冊子「新宿区総合計画」その下がオレンジ色の冊子で「新宿区第二次実行計画」その下、紫色の冊子で「新宿区第三次実行計画」、その下、赤っぽい色で「令和6年度予算の概要」最後に印刷資料で「新宿区の財政」という資料が置いてあります。

ご説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

次に、会議の公開と会議録の取扱いについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

では、事務局からご説明します。

先ほどの資料4をご覧くださいませでしょうか。

新宿区外部評価委員会の会議の公開に関する要領、こちらを根拠に、新宿区の外部評価委員会の会議は公開という形でやらさせていただきます。

まず、この会議は公開とさせていただきます。傍聴も認めておりますので、今日はい

らっしゃらないようですが、たまに傍聴者が来られることもあります。

会議を開催することが決まったら、区のホームページで毎回周知をしております。また、こちら、委員さんが全員集まる全体会については、広報新宿にも10日程度前の号に外部評価委員会を開催する旨掲載するようにしております。

また、会議は、本日もですが録音させていただいております。この録音を基に、事務局が会議概要を後日作成いたしまして、案ができましたところで各委員の確認をメールでさせていただいております。皆様の確認が終わった後、区ホームページで公開をさせていただいております。どの意見をどの委員がおっしゃったかということは公表しない形で、会議概要はつくらせていただいております。

以上、会議の公開と会議録の取扱いについて、事務局からご説明でした。

【会長】

ありがとうございます。

ここまででご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第3に入ります。新宿区の施策・事業の体系及び行政評価制度についてであります。

我々が、外部評価委員会が評価を実施していくに当たりまして、新宿区の施策事業の体系がどのようなものなのか、また新宿区の行政評価制度がどのようなものなのかについて、必要な基本事項を十分に認識しておきたいと思います。一括して事務局から説明を受けた後、質疑ということにいたしたいと思います。

では、事務局から説明をよろしくお願いします。

【事務局】

まず、私のほうから、新宿区の施策・事業の体系について、お手元の冊子を用いてご説明させていただきますと思います。

まず、新宿区総合計画という冊子です。こちら、ご用意いただければと思います。

こちらの14ページ目をお開きください。総合計画14ページ目の真ん中あたり、2番の計画の位置づけと体系というところをご覧くださいければと思います。

こちらに図がございますが、まず一番上に基本構想がございます。こちらは、区の掲げる目指すまちの表す理念を記載しています。少し記載がございます。真ん中あたりに太字で記載がありますけれども、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」という理念の下、区のまちづくりを進めていくというところがございます。

その下に総合計画とありますが、基本構想の実現に向けて、実際にどのように進めていくか、10年間の施策の方向性を示したのが、こちらの総合計画になります。その下の実行計画は、より具体的な、3年間または4年間という期間にどのような取組を進めていくかを定めている計画になります。

右側のページ、15ページをご覧くださいければと思います。15ページの下、3番、計画の期間というところをご覧くださいければと思います。

現在の総合計画の10年間における実行計画の期間を示しております。3年、3年、4年という内訳となっております、今年度から第三次実行計画がスタートしている状況でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

18ページが、先ほど申し上げた基本構想の記載がありまして、右側の19ページ目をご覧ください。と、これら基本構想を実現するための総合計画の5つの基本政策が記載されております。基本政策のⅠからⅢは、主に区民の皆様に直結する施策でございます、それらを下支えする施策が基本施策のⅣ、Ⅴという施策になります。

各個別施策の内容につきましては34ページ以降でございますが、こちらについては後ほどご覧いただければと思います。

総合計画の冊子については以上でございます。

続きまして、実行計画の説明をさせていただきたいと思います。

実行計画は2冊ありまして、オレンジの第二次実行計画と紫の第三次実行計画がございます。こちらのほう、具体的にどのように各事業を進めていくかを示している資料になります。今日は、オレンジの資料を用いてご説明させていただければと思います。

まず、9ページをお開きいただければと思います。オレンジの冊子、9ページ目でございます。

こちら、施策体系表ということで記載がされておまして、先ほどご紹介しました総合計画に掲げる基本施策が一番左にございます。その隣に、その下に位置づけられる個別施策、そしてその隣に、その施策の実現に向けて実施する事業が挙がっております。各事業の内容詳細については17ページ以降に記載がございますけれども、こちら後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、冊子のタイトル、令和6年度予算の概要という、こちらの冊子をご覧ください。と、こちら後ほどご覧いただければと思います。

区の事業につきましては、今申し上げた計画的に進める計画事業と、経常的に行っております経常事業というのがございます。経常事業につきましては実行計画の冊子には説明していない部分がございますので、もし経常事業の事業内容等確認いただく場合には、こちらの予算の概要も併せてご覧いただければと思います。

今、駆け足で冊子の説明をさせていただきましたが、事業内容が分からない事業も中には出てくるかと思うので、後日事業のパンフレットですとかチラシ等もお送りさせていただきたいと思うので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

区の施策・事業の体系、また各冊子の見方については以上でございます。

続いて、行政評価のご説明については、甲斐より説明させていただきます。

【事務局】

では、続いて行政評価の制度のご説明をさせていただきます。

まず、2つに分けてご説明したいと思しまして、1つ目は、外部評価委員会が実施する外部評価を含めた新宿区の行政評価制度の概要を簡単に確認させていただきまして、その後、こち

ら外部評価委員会の概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

最初に、行政評価制度の概要についてです。

先ほど資料確認させていただいた際に、資料3をお配りしております、こちら、新宿区行政評価制度に関する規則となっております。この規則によって行政評価制度というものを規定しております、第1条をご覧くださいと、「この規則は、新宿区の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。」と目的をうたって、以下、いろんな制度の定義だとか中身を説明する構成になっておりますので、まず、この規則を根拠に区では行政評価を実施しているということをご確認いただければと思います。

具体的な内容は、お配りした「令和5年度 内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」というタイトルのこのピンク色の厚い冊子があるかと思います。こちらをお手に取っていただいてもよろしいですか。

こちらの1ページ目をご覧くださいと、1番、新宿区の行政評価制度という記載をしております。制度の目的は、今規則を読み上げたとおりでして、(2)制度の概要ということで、下の図を見ていただきたいのですが、よくPDCAサイクルという言葉がありますが、その下の図をご覧くださいと、評価、Checkというものを中心に、一番最初が一番下のPlan、計画プランをした後に実行のDoをして、評価のCheckをして、そこで見直し等のポイントを見い出して、また新たな計画につなげていく、この一連の流れをPDCAサイクルと呼んでおりますが、新宿区ではこのPDCAのCheckの評価のところを、外部評価を含む行政評価で確認をしているというサイクルになっているというのを、ここでご確認いただければと思います。

先ほど西澤がご説明した実行計画ですとか総合計画ですとか、区がやっていくことを定めるものは、この下の計画、Planのところには当てはまるものだとご理解いただければと思います。

続きまして、めくっていただいて、2ページにお移りください。

2ページ目で図2、行政評価全体の流れという図があります。ここでお伝えしたいのは、区の行政評価は3段階に分かれて行われているということです。

まず①内部評価、各部の職員で構成された経営会議を内部評価委員会として、各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析検証し、区長に報告します。区長は、その結果を公表します。まずは職員自身が自分たちの業績を評価するというプロセスを、最初の内部評価と呼んでおります。

次の②が外部評価でして、外部評価委員会は、上記①の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析検証し、区長に報告します。区長はその報告を公表しますということで、①の内部評価の結果を踏まえ、また、外部評価委員会として事業実績を確認した上で、外部評価を行って

いただくというのが第2段階目です。

最後3段階目が総合判断ということで、区長は内部評価、外部評価、それぞれに対する区民からの意見、この3つを踏まえて、行政委員会とも意見を調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映します。区長はその結果を公表しますということで、この内部評価、外部評価で、この2つが終わった後、区民の意見募集も実施し、それらを踏まえて、翌年度の予算編成であったり、計画の見直しを行うとしております。この3段階で、新宿区の行政評価が構成されていくということ、こちらではご確認いただければと思います。

続きまして、3ページにいただまして、この図3、計画の構成の上のところに①、②、③という記載があります。こちらは、内部評価、外部評価を通じ、現在新宿区が行っている行政評価、3種類の評価の仕方です。①が施策評価、②が計画事業評価、③が経常事業取組状況の確認ということで、先ほど西澤がご説明しました総合計画の中で、区はこういった取組をしていくということ、これを個別施策と呼んでおります。現在新宿区の行政評価では、この個別施策単位での評価を行っております。この施策がうまくいっているかどうかという評価ですね。②は、そこから少し、レベルが1段、目線が落ちていまして、この個別施策の中には計画事業という事業と③の経常事業と、この2種類の事業で構成されているという考え方を取っておりますから、その施策を構成する一つ一つの計画事業の評価を行う。また、経常事業については、昔から脈々とやってきている事業ですが、評価するというよりは取組状況を確認するということをしております。ですので、②の計画事業評価と③の経常事業の確認をした上で、最終的に施策評価をするというのが一般的な流れになっております。

現在区では、この内部評価をまさにやっているところでして、この後、夏の時期になりますと、その結果を踏まえて、皆さんに外部評価で3つの評価、2つの評価と1つの確認をしていただくことになるということ、こちらでご確認いただければと思います。

続きまして、3つの評価が具体的にどのように実施されているのかを、ちょっと実例を踏まえてご説明させていただきます。

この冊子、少しめくって10ページにいただければと思います。

今ご覧いただいている冊子は、昨年度末、2か月前に発行した冊子で、昨年度の行政評価の結果を全て1冊にまとめた冊子でして、ですので、今、この施策評価シートについても、内部評価が終わった後、外部評価をして、さらに区の総合判断まで終わった完成形が示されていますので、ここで流れを確認させていただければと思います。

この見方ですね。まず①施策評価シートが10ページ目に載っております。ちょっと細かい説明になりますが、施策評価シートとなりまして、右側に所管部が書いてあります。その後、この施策が属している基本政策、それから個別施策の名前、それから目指すまちの状態で、まずこういうことが規定されていますということを、ここで簡単に確認をした後、評価に入ってもらいまして、役割（妥当性）、各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか、効率性、効率的に各事業を実施しているか、有効性、区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか、成果、目的の実現に向けて成果を上げているか、それぞれについて該当する評価を選択した上

で、下の総合評価のところ、そのような評価をした理由についてコメントを書いております。最終的に取組状況として4段階評価です、順調に進んでいるが最もよくて、一番悪いのが遅れていると、この中の4択で区としてはどうだったかという内部評価をしております。

今後の取組の方向性は、こういった評価を踏まえて、当該年度はどのように取り組んでいくか、その課題認識と取組の方向性を書いて、最後に成果指標、これは先ほどご確認いただいた総合計画において、個別施策ごとにこの指標という、進捗状況の評価する尺度を設けておりますので、その尺度に照らした達成状況というものを、こちらで確認をさせていただいています。ここまでは、この施策評価における内部評価です。

11ページからが、外部評価の内容を書いております。タイトルが外部評価の意見と対応となっております、この表の左半分が外部評価意見です。右側は、その外部評価意見を踏まえて、区がそれに対してどのように応答しているかということを書いております。外部評価意見には、この施策に対する総合評価、それから今後の取組の方向性に対する意見、最後にその他意見・感想を、3つの種類のコメントが書いてありまして、それぞれに対する区の考え方をそれぞれの右の欄に書いてあります。

最後に区の総合判断というのが一番下にありまして、今まで見てきた内部評価、それから外部評価の結果を踏まえて、区としてはこのように判断をいたしますと。昨年度の評価ですので、これは今、令和6年度の、今年度の取組方針を書いておりますが、このような形で取り組んでいくと、こういう流れで行政評価をやっております。

おめくりいただいて、12ページにいきますと、今度は計画事業評価シートということで、今まで見てきたこの評価作業、計画事業単位でやっているものです。基本的な構成は一緒なのですが、まず最初に、事業の位置づけられている場所ですとか事業概要を確認した後、まず内部評価をいたしまして、令和4年度の取組評価を確認した後、取組方針、実績、それから指標、評価と、主には区自身がやっている内部評価の内容となっております。

その後、右の欄にいきますと事業分析で、こちらは、この事業にどれだけのお金がかかっているかということ进行分析する欄となっております。その後、令和5年度の進捗状況、これは内部評価でも外部評価でもないんですが、当該年度の進捗状況ですが、こちらに参考情報として記載をさせていただいております。

めくっていただきまして14ページにいきますと、こちら、今度計画事業評価における外部評価の内容を書いております。こちらの事業は、評価結果は計画どおりとなっております、その後、評価のコメント、先ほどと同じく今後の取組の方向性に対する意見、それからその他の意見・感想、外部評価委員会の議論の経過を書きまして、その右隣にそれに対する区の考え方を書いております。

最後に区の総合判断ということで、それらを踏まえた区の方向性となっております。

最後に15ページにいただきまして、経常事業の取組状況シートということで、経常事業は、評価というか取組状況の確認とさせていただいております。事業名、それから所管部、所管課を書いた後、事業概要、その後、取組内容・実績を簡単にご紹介して、予算の執行状況、

これも書いて、最後に取り組状況は適切、改善が必要、ここまですが区がやっている内部評価の結果となり、外部評価委員会委員の皆さんは、この内部評価の結果を見て、この適切は本当にいいのかどうか、そのあたりご議論いただいて、その下の外部評価ですが、意見があった場合は、このように載せさせていただきます。経常事業は数も多いですし、評価ではありませんので、意見がない場合は、特に外部評価委員会としてはコメントしないという運用で、これまではやってきております。

最後に、それらを踏まえた区の総合判断というものを、区が書かせていただいております。

以上、この施策評価、それから計画事業評価、経常事業の取組状況の確認が、様式としてはどのような形で整理されていくかを、簡単にご説明をさせていただきました。

ここまでは、新宿区の行政評価制度の全体像を簡単にご説明させていただきました。

この後、今度は、その中で、皆様外部評価委員会がどのようなものであるかという概要をご説明させていただきます。

こちらについても、一旦根拠をご覧くださいと思います。

印刷資料の資料2をご覧くださいませうでしょうか。

こちらの資料2は、新宿区外部評価委員会条例となっております、実は、この外部評価委員会は条例で設置をさせていただいているところを、まずご確認いただければと思います。

第1条だけ見ますと、目的及び設置ということで、「行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会を設置する。」と。以下、制度の説明をさせていただいております。

こちらも、同じく冊子を使って中身のご説明をします。

薄いほうのピンク色の冊子をご覧くださいよろしいでしょうか。

令和5年度外部評価実施結果報告書です。

こちら、ちょっと何枚かめくっていただくと1ページ目が出てまいりまして、第1章、新宿区外部評価委員会の概要です。ここで概要を説明、この冊子の中で説明しておるんですが、先ほどもちょっと区長の吉住からもご説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

(2) 所掌事務のところをご覧くださいと、外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること、その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じ調査し、審議し、答申することと、条例で定めております。

(3) が外部評価委員会の構成です。次の15名で構成されているということで、学識経験者が3名、条例では3名以内となっていて、3名設置させていただいております。公募による区民委員6名、区内各種団体の構成員6名と、この15名で構成をさせていただいております。

部会の設置、これは、また今後の議論の内容になりますが、これまで部会を設置してきておりまして、調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を設置しておりました。第1部会はまちづくり・環境・みどり、第2部会は福祉・子育て・教育・くらし担当、第3部会は自治・コミュニティ・文化・観光・産業担当ということで、部会の設置をしてまいりました。

たことを確認いたします。

続きまして、この外部評価委員会がどのような活動を実施してきたかということで、昨年度の実績を簡単に紹介させてください。

この冊子の10ページにお移りいただければと思います。

また、後ほど今年度の評価対象施策の確認をさせていただきますが、先ほどご紹介した個別施策の評価を昨年度もしていただきました。第1部会はまちづくり・環境・みどり担当ということで、基本政策Ⅲ、賑わい都市・新宿の創造のうち、個別施策3、地域特性を生かした都市空間づくり、それから4、誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり、6、交通環境の整備、この3つの個別施策をご評価いただきました。先ほどご説明したとおり、個別施策の中には、計画事業と経常事業が内包されておりまして、それぞれの個別の事業の評価、確認を経て、最終的に施策を評価していただきました。

めくっていただくと、11ページが第2部会の同様にいった評価施策のご紹介です。12ページが第3部会に行っていたいただいた評価の対象たちが記載されております。

このうち、1つだけ例を取って、具体的にどのような成果物をつくっていただいたのかを、最後に確認したいと思います。

48ページまで飛んでいただいてよろしいでしょうか。

こちら、第1部会がご担当された3つの施策のうちの1つで、個別施策Ⅲの6の交通環境の整備ということで、めざすまちの姿・状態は、総合計画に定めているものを転記しているだけです。ここから下が外部評価委員会の成果物でありまして、外部評価結果として、おおむね順調に進んでいるという評価をしていただいています。その下、外部評価意見として、総合評価のコメント、それから今後の取組の方向性に対する意見、最後にその他の意見・感想をまとめていただいております。

これが施策評価の成果物なので、今後施策評価していただく際は、こういった成果をまとめていただくことになるというイメージをちょっと持っていただければと思います。

めくっていただいて50ページにまいりますと、その施策を構成する計画事業の1つであります47番、自転車通行空間の整備の評価結果が書いてあります。外部評価結果を計画どおりと、外部評価意見も、ここは特にコメントもないということで、計画どおりだと評価のコメントを書いていただいています。事業によっては、ここに今後の取組の方向性に対する意見とか、その他の意見とかがついている場合もありますが、計画事業についてはこういった評価結果を出していただいております。

最後に、めくっていただいて53ページにいていただいてよろしいでしょうか。

こちら、今度は最後の経常事業の取組状況の確認ということで、このページには2つの経常事業について載っておりますが、461番、地域公共交通への支援については、外部評価意見があったということになります。新宿WEバスというバスを運営している事業に対して、今後こういったことを留意してほしいという意見をいただいたので、ここに掲載されているということで、今、個別施策と計画事業と経常事業、それぞれの評価確認結果がどのように記載されて

いるかというものをご確認いただきました。

最後に、これら事業には直接ひもつかないけれども、外部評価意見として出た意見については、この冊子の62ページをご覧くださいと、第3章、今後に向けてというコメントがあるんですが、どの評価、どの施策にも直接はひもつかないけれども、これは言っておきたいといったような意見は、こういったところにまとめられていたということです。

では、昨年度までどのような形で外部評価委員会が活動していたかというご説明をさせていただきます。

行政評価制度の説明については以上とさせていただきます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですかね。

初めての委員の方は、かなり面食らわれたかもしれません。これは、1995年、平成7年に北川正恭さんという人が三重県の知事になられて、そこで事務事業評価というものをやってみようということで、これはアメリカのある本を日本語訳したのが当時、当選した頃に発売されていて、行政革命という本なんですけれども、それを見て、日本でもこういうことをやりたいと北川さんがおっしゃって、部下の方々と一緒に事務事業評価というのをつくっていかれました。当時、多分日本能率協会だったと思いますが、コンサルがほぼ無償で協力して、事務事業評価をつくり上げていったという歴史があります。

その後、各自治体に日本能率協会が普及、こっちはビジネスになりますけれども、普及していかれたということで、大体同じパターンのこういう評価を、全国の自治体でおおむね90年代の終わりから2000年代の初めに導入されていったということでございます。

先ほど区長さんがお話しされていたのは、平成11年とおっしゃいましたかね、だから、1999年に日本能率協会から入ったのか、ほかのコンサルティング会社か分かんないんですけど、それが元で最初が入って、外部評価委員会が平成19年でしたかね、2007年に入っていますので、8年ほど遅れて外部評価が始まって、当初から自治体独自でやっているところと、当初から外部評価委員入れているところと、いろんな形で、これはバリエーションが全国の自治体であったわけですが、おおむねそんな形で進んでいます。

国のほうは2000年に省庁再編と同じ年に政策評価法というのができまして、これは、その3年ほど前の行政改革会議という橋本龍太郎内閣で置かれた会議などでいろんなニュー・パブリック・マネジメント型の、イギリスとかアメリカで流行った、そういう形のものを入れようとして、法律ができて、そして2000年の省庁再編、そして独立行政法人制度がスタートする、それから政策評価がスタートするというので、自治体の事務事業評価とはちょっと違うパターンの政策評価とかいったようなものがなされ始めたところなんです。国のほうも、ですので2001年からですかね、スタートした感じですね。

それまでは、日本にそういう仕組みがそもそもなかったもので、そういう仕組みが、どちらかというと地方から先に始まって、それが全国に普及していったと。総務省も、当初はすごく各

自治体入れてくださいねということで、相当助言をされていた時期もございました。ですので、当初、もともと日本能率協会がつくった三重県方式が割と波及したことが多かったのですが、静岡県は業務棚卸しという、またちょっと全然違う観点からの仕組み、でも同じように事業を評価するという形の評価システムを入れたりとか、自治体によってバリエーションができて、何々市方式とかいう形のものがたくさん波及したものもあります。新宿区さんの取っておられるのは、典型的なというか一般的な評価制度で、細かいところは多分、今見ても分からないような仕組みが多くありますので、追々ということでもよろしゅうございますでしょうかね。

ありがとうございます。

それでは次第の4、部会の設置・編成についてであります。

事務局から説明をよろしくをお願いします。

【事務局】

では、すみません、もう一度印刷資料2をご覧くださいよろしいでしょうか。再度、新宿区外部評価委員会条例でございます。

こちらの裏面を見ていただきますと、第9条、部会という規定があるかと思います。少し読ませていただきますと、「委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。部会は、会長の指名する委員をもって組織する。部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。4、部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。」ということで、この部会を設置することができるという規定があるのを、まず確認させてください。

先ほど制度説明のところでも申し上げたとおり、この委員会では、平成19年の設置当初から分野ごとに3つの部会、さっきご説明した分野の分担をずっと引き継いでおりまして、調査及び審議の効率的な運営を図ってきたところという経緯がございます。今期も、前期と同様に部会を設置していただきたいと、事務局としては考えております。

まず、ご説明はここで切らせていただきます。

【会長】

部会の設置につきましては、効率的な評価作業に当たって必要なことだと思いますので、今期についても、これまでと同様の形で3つの部会を設置するというところでよろしゅうございますでしょうか。

部会の構成につきましては、資料5のほうであらかじめ名前が入っておるのですがけれども、こちら、事務局のほうで作成した今期の外部評価委員会の部会構成の案であります。案の内容について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

では、資料5をご覧ください。

第1部会から第3部会までの構成の案を、こちらにお示ししております。こちらの案では、担当分野は従来どおりの担当分野を踏襲しております。その横に氏名で皆さんのお名前を書かせていただいております。

この配置の考え方を少しご説明させていただきます。

まず、部会長においては、これまで学識委員の先生方をお願いしてきましたので、その考え方を踏まえております。なお、第2部会の山本部会長、また第3部会の稲継部会長については、昨年度も第2部会、第3部会の部会長をしていただいておりますので、それを踏襲させていただきます。なお、第1部会につきましては、昨年度おられた部会長が、昨年度限りで退任されましたので、今回新たに学識委員をお務めいただく竹内委員に部会長をお願いしたいと考えております。

続きまして、公募区民の皆様につきましては、昨年度選考等をさせていただく中で伺ったご意見等の情報を参考に、事務局のほうで配置案を作成させていただいております。

続きまして、団体推薦委員の皆様につきましては、それぞれ出身の団体が目的としている分野と部会の担当分野、最も近いものをこれまでどおり配置させていただいております。

案の説明については以上です。

【会長】

ありがとうございます。

新宿区外部評価委員会条例の第9条第2項で、部会は会長の指名する委員をもって組織すると規定されております。今、事務局から説明があった構成案で指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次の次第の5、令和6年度の評価方針についてであります。ここでは、今年度の評価方針を確認します。

まず方針案について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

では、資料6をご覧くださいよろしいでしょうか。

資料6が外部評価委員会の評価方針の案になっています。こちらの資料の構成としては、まず、今年度やることを書いた後、評価の具体的な進め方を書きまして、最後に議論する際にお互い気をつけたいこと、留意したいことを確認するという、3部構成にしております。

まず、最初の令和6年度の進め方ということで、今年度何をするかです。

案としましては、総合計画の個別施策を評価の対象とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と関連する経常事業の取組状況を踏まえて、個別施策の評価を行います。なお、個別施策と計画事業については、令和5年度の取組・評価に加え、令和6年度の取組状況も踏まえ、評価しますとさせていただいております。

大きな2番が評価の進め方です。このようなプロセスで進めていくという考え方の案を書いております。

まず(1)最初に内部評価等の確認ということで、内部評価シート、先ほど一緒に確認しました施策評価シート、それから計画事業評価シート、最後に経常事業取組状況確認シート、この3種類のシート、また先ほど西澤も申し上げましたが、事業を理解していただきやすいよう

なパンフレットとか、そういった関係資料を事務局から提示をいたしますので、それを基に評価対象の施策及び事業の内容及び内部評価結果について、まずは委員個人で確認をしていただくというプロセスを最初に書いております。

その後、(2) ヒアリング等の実施ということで、こちらからは、部会で集まっての作業となりますが、勉強会、論点整理ということで、評価対象の施策及び事業について学習及び論点整理を行い、ヒアリングの際の質問を取りまとめます。②がヒアリングということで、評価対象の施策及び事業について、ヒアリングを実施します。具体的には、上の①の勉強会で取りまとめた質問を基に、事業の所管課長をこの部屋に呼んで、分からない点について質問をさせていただくという会を、ヒアリングと呼んでおります。③文書質問等、これは必要に応じてですが、ヒアリングしたもの、後で分からないことがあったりした場合等は、文書質問等を行うことで疑問点を晴らしていくということを書いております。

(3) 個人としての評価ということで、これまでやってきたことを踏まえて、外部評価チェックシートという様式を用いて、個人としての評価作業を行っていただくという過程になります。2段落目ですが、評価の理由や意見については、趣旨を明確に分かりやすく記入します。施策評価及び計画事業評価における評価については、必ず評価の理由をご記入いただくということにしています。それ以外の項目については、意見がある場合に記入をしていただくようにしております。

(4) が、部会としての評価です。(3)で行った個人としての評価を、皆さん部会に持ち寄っていただいて、部会ごとに審議していただいて、部会としての評価を取りまとめているという過程になります。

おめくりいただきまして、裏にまいります。(5) 委員会としての評価、各部会の評価結果を、今度はこの全体会で持ち寄っていただいて、委員会としての評価にさせていただくという過程であります。ここで委員会としての評価は固まりますので、最終的には評価結果を区長にご報告いただくと、ここで外部評価委員会の評価活動は終わりということになっております。

大きな3番が、評価に当たっての留意事項、外部評価三原則としております。

(1) 外部評価に当たってということで、内部評価を踏まえ、区民の視点、生活者としての視点、サービスの受け手としての視点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点など、これらに立って評価を行います。事業の要・不要について評価を行うものではありませんということを確認させていただいております。

(2) 評価の理由や意見を明確にする。行政評価の目的の1つに説明責任を果たすことがあります。内部評価はもちろん、外部評価においても、評価を行うに当たっては、自分の意見等を明確にし、分かりやすく伝えるようにします。

(3) が責任と思いやりを持つ。委員会は原則として会議を公開としています。委員会における発言は全て公になることを意識し、責任を持った発言をします。また、委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになっています。しかし、これまで委員会では、十分な議論の下、全体の合意を得た1つの結論を導き出してきました。議論に当たっては、

自分の意見を主張することも大切ですが、相手の意見を真摯に受け止め、尊重し、お互いに協力して全体としての1つの結論をつくり上げることが大切です。お互いを思いやった有益な意見のキャッチボールを行いますという留意事項を確認しております。

以上、外部評価委員会の評価方針案のご説明でした。

資料7が、先ほど言及しました外部評価チェックシートという様式です。評価作業をこちらでやっていただくということになります。

資料7の1ページ目が施策評価の外部評価チェックシートです。この個別施策名ですとか、参考の内部評価結果は、実際には事務局が埋めてお渡しします。そこから下の欄をご作成いただくのが評価作業になります。評価、個別施策の評価は4択のどれが適切なのか、そして、その下のコメントは必ず書いていただくと。その下の今後の取組の方向性に対する意見、それから、その他意見・感想については、該当する内容があった場合、書いていただくと。最後に委員の氏名を書いていただくとしております。

こちら、おめくりいただくと、今度は計画事業評価のチェックシート。これも内容は一緒です、説明は割愛いたします。

最後に経常事業取組状況確認のチェックシートです。経常事業については確認ですので、何か意見があったものだけ意見をいただくということなので、意見があった場合は、経常事業の名前をここに書いていただいて、意見を書いていただいて、ご提出いただくということになります。

資料6、7を使ったご説明は以上になります。

【会長】

どうもご説明ありがとうございました。

今年度はこのような評価方針で進めていくということが原案なんですけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

すみません、教えてください。

例えば、仮に私が1つの部会に属している場合、先ほどの意見とか何かは、部会としての意見には参加できますけれども、例えばほかの分野に何か意見があった場合は、どういうふうな形になるんですか。

【事務局】

事務局からご説明します。

その場合は、後のスケジュールでまた確認するんですけれども、その案では、夏の時期に部会による評価をしていただいた後、10月下旬ぐらいに各部会の評価結果を共有する全体会をやるんです。そこで、各部会の評価結果を事務局からご説明しますので、自分が属していない部会に対しては、そこで意見を言うことができます。

【委員】

分かりました。

【会長】

ご質問ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

どうぞ。

【委員】

すみません、念のため確認なんですけれども、この評価をする事業が行われたのは、前年度なんですか、それとも過去数年間にわたる、どちらなんでしょうか。

【事務局】

単年度です。昨年度1年間の実績を基に評価をしていただくことにしております。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。

【会長】

ご質問ありがとうございました。

ほかにご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今年度はこのような評価方針で進めていくということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

次に、次第6ですね。令和6年度のスケジュールについてであります。

事務局から説明をどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ここでは、資料8と9を使ってご説明します。

まず、資料8のほうで、外部評価委員会全体の年間を通じてのスケジュールを確認させていただきます。

上段で、内部評価と総合判断という、区内部の作業を参考に記載しています。その下が、外部評価委員会のスケジュールになっています。こうやって皆さんが集まる会を全体会と呼んでおりまして、先ほど設置された5人ずつの小グループを部会と呼んでおります。

全体会については、本日第1回目が行われまして、その後、活動は部会のほうに移りまして、まず、第1回で勉強会・論点整理ですね。6月上旬に資料をお送りして、個人でお勉強していただく必要があります。そこについては後でご説明するんですが、個人で勉強を確認していただいた内容を持ち寄って、部会の初日を迎えていただきます。そこで、次のヒアリングでどのような質問を所管部署に対してするかという質問の取りまとめをしていただいて、その質問を事前に所管部署に提供した上でヒアリングを実施いたします。このヒアリングは、1日で終わる場合もありますし、時間がかかった場合は複数日程にわたることがあります。その後、評価を取りまとめていただくと、こちらも1回で終わる場合もあれば、2日ぐらいかかることもあ

ります。

その後、ここで部会の評価結果が出ましたので、活動は全体会に戻りまして、10月にまた皆さんで集まっていただいて、各部会の評価結果を共有して、委員会としての評価結果にさせていただきます。その後、11月にこの外部評価委員会の評価結果を、先ほど見ていただいたピンクの薄い冊子のような形に取りまとめて、外部評価委員会から新宿区長への結果報告ということをしていただいています。

ここで評価活動は終わりなのですが、3月にもう一度全体会を開いております。これについては、区の総合判断の報告ということで、内部評価、外部評価を踏まえて、区はこのような予算編成をしたというご報告を事務局からさせていただく会を、3月に設けております。

こちらが1年間の外部評価委員会のスケジュールの案となっております。

続いて、資料9のほうで、こちらは、事前に私が皆さんにメール、お電話で相談させていただいたスケジュール調整の結果、各部会のスケジュールがこうになっているということでございます。

第1部会を例に見ますと、勉強会を1日程でやった後、ヒアリングを3日程確保させていただきました。評価取りまとめは2日程確保しております。ここのうち何日程使うかは進捗次第ということになりますので、場合によっては、例えば、8月7日は、もう8月6日で終わったから、8月7日は予定がなくなったという、そういうことになる可能性もあります。

第2部会、第3部会も同様の考え方で、スケジュールリングしております。

会場については、全てこの区役所6階の委員会室を使うことにしています。

では、スケジュール説明については以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

何かご質問等ございますでしょうか。

資料9を見ますと、各部会はマックスで6回ですけれども、事務局のこの少人数のスタッフで、これ全部企画をして、準備をして、それから運営をして、後で議事録作成してと、相当なご負担かと思います。よろしくお願いいたします。

ご質問はよろしいですかね。

ありがとうございます。

次に、次第の7、令和6年度の評価対象施策についてであります。

令和6年度の評価対象施策について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料10番の令和6年度評価対象施策（案）の資料をご確認ください。

これが今、事務局がつくりました今年度の評価対象の施策の案です。1ページ目が施策のリストになっておりまして、ご覧のとおり施策ということになります。

選び方の考え方ですけれども、外部評価の手法をある程度形を変えながらやってきておりまして、平成30年度から、この個別施策単位での評価を行うということをしてきております。新

宿区議会と新宿区の間やり取りもありまして、この個別施策を今後やっていくと、全部やることを目指してやっていくんだというようなやり取りがあった関係で、まだ評価していない施策の中から選ばせていただいております。あとは、皆さんの負担等もありますので、その辺も勘案して、このような施策の構成でいかにかという事で選ばせていただきました。

中身を確認してまいりますと、おめくりいただいて2ページ目からですね。基本政策Ⅰの暮らしやすさ1番の新宿からは、6番のセーフティネットの整備充実です。こちらについては、第2部会のご担当にさせていただきます。構成しているものは、この施策については計画事業ありませんので、ご覧のとおり260番から273番までの経常事業を確認していただいた上で、個別施策の評価を行っていただくことになります。

続きまして、基本政策Ⅱ番に移りまして、新宿の高度防災都市化と安全安心の強化という基本政策からは、個別施策3、暮らしやすい安全で安心なまちの実現です。こちら、ちょっと大きな個別施策で、さらに小さい単位の施策の切り分けをしておりますので、ここでも分けていまして、そのうち①犯罪のない安心なまちづくりについては第3部会にご担当いただいております、ご覧のとおり、安全安心推進活動ですとか客引き行為防止とか、安全安心系の事業で構成されています。こちら計画事業はございませんので、経常事業これら確認していただいた後、施策の評価をしていただくことになります。

続きまして、②の感染症の予防と拡大防止については、計画事業1つと経常事業3本で構成されております。ご覧のとおり感染症対策系の事業です。計画事業については評価していただき、経常事業3本を確認していただいた上で、この個別施策を評価していただくことになります。

3ページ目に移っていただきまして、③の良好な生活環境づくりの推進です。こちらについては、第2部会にご担当いただいております、ご覧のとおり生活環境系の事業がまとまっています。計画事業1本と経常事業が20本程度で構成されておりますので、1つの計画事業評価、それから二十数本の経常事業の確認をした後、施策の評価をしていただくということになります。

続いて、4ページにいらっしゃいます、今度は基本政策が切り替わりまして、Ⅲの賑わい都市・新宿の創造です。その個別施策の1、回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり、こちらについては計画事業が1つと経常事業が1つです。ただし、計画事業が5つの枝に分かれておりまして、よく区では枝事業なんて呼び方をしておるんですけども、個々の枝事業から構成されている1つの計画事業、これの評価と経常事業の確認をしていただいた上で、施策を評価していただくことになります。

同じく基本政策Ⅲの個別施策2、誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現です。こちらについても第1部会にご担当いただきます。

以下、説明を簡略化してまいります。

個別施策の5、道路環境の整備、こちらは道路環境を整備する事業たちが詰まっておる施策で、こちらまちづくりということで、ご担当は第1部会としております。

次のページへいきまして、同じ基本政策Ⅲの10番、活力ある産業が芽吹くまちの実現です。こちら、区による産業に対する応援施策たちが集まっている施策です。これちょっと、計画事業は1つしかないんですが、経常事業がかなりたくさんありまして、二十数本ありますので、こちらたくさんにはなるんですが、評価をお願いしたいということで、こちらについては第3部会のご担当とさせていただきます。

続きまして、6ページは、今度は個別施策Ⅲの13で、国際観光都市・新宿としての魅力の向上です。ご覧のとおり、計画事業1本、経常事業6本の施策となっております。こちらについても、第3部会にご担当をお願いしております。

7ページにまいりますと、同じく基本政策Ⅲの個別政策14、生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実です。事業の構成はご覧のとおりになっていて、こちらについては第2部会にご担当をお願いしております。

最後に、基本政策Ⅴの好感度1番の区役所、ⅠからⅢはまちづくりの政策ですけれども、Ⅳ、Ⅴが区政運営を規定している基本政策になりまして、Ⅴ番は好感度1番の区役所ということで、その中の3番、地方分権の推進ということで、経常事業2本しかないんですが、新宿区として地方分権を推進するために行っている経常事業を確認していただいた上で、施策を評価していただく。こちらを第3部会にご担当いただく、そういった案にしています。

評価対象施策の案につきましては以上になります。

【会長】

ありがとうございます。

ご説明いただきました。今のご説明につきまして、何かご質問等のある方、どなたでもどうぞ、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

今年度はこのように進めるとして、来年度以降のことについて、ちょっと私のほうから意見といいますか、私の考えをちょっと述べさせていただきたいと思います。

ちょっとお時間いただきます。

昨年度、私、初めてこちらの外部評価委員会に参加させていただきました。そのときに感じたものなんですけれども、この活動について、皆さんせっかく時間を取って来ていただいているので、もっとより効果的に区政の改善につなげられる方法があるのではないかと、また、より効率的な評価の在り方があるのではないかとというふうに、昨年感じたところがございます。

そのため、会長として臨む今期の外部委員会では、従来タイプの個別施策の評価、これは令和6年度、今年度につきましてであります。今ご説明いただいたような割り振り、進め方で進めると並行しまして、それと別の取組としまして、区に対する行政評価制度の見直しの提言を、この委員会のほうからしたいと考えているところでございます。ちょっと突然のことで驚かれたと思いますが、少し長くなりますけれども、ご説明をさせていただきます。

これまで、私、総務省や内閣府、内閣官房、内閣人事局、文部科学省、国土交通省、ほかにもあつたと思いますが、いろんな政府の審議会等に参加させていただき、また、府県や政令市、

一般市などのいろんな委員会にも参加させてもらいました。とりわけ行政評価に関しては、国の評価制度ができたときの独立行政法人評価制度委員会の委員、あるいは政策評価制度委員会の委員、客観性担保評価委員会の委員とか、総務省のメタ評価をやるところの委員をさせてもらいましたし、また地方自治体のいくつかのところで評価委員をさせていただいてきたところでございます。

当時は、評価というものが、先ほど申し上げたように非常に大きな流行になっていたんですね。そして、国が評価制度を始めたこともあって、総務省のほうから各自治体に対して、皆さんやってくださいということをかなり強く言うようになりまして、また、統計を取って、この市ではまだこんなレベルだとか、この区では、まだここが足りないとかいう集計結果をかなり詳しくネットに載せるようになったところでもあります。

実はこの評価の背景には、先ほど少し触れましたニュー・パブリック・マネジメントの動きがございます。これは、1979年にマーガレット・サッチャーの政権が誕生したイギリスで始まったとされている運動なんですけれども、当時、イギリスは非常に経済的に停滞していた国になってしまっておりまして。昔はパクス・ブリタニカという、世界を支配する国だったのが、いつの間にか国際機関から借金をするまでに至る、非常に悲しい状況に陥っていたことを憂いたサッチャーは、根本的に行政の在り方を変えるんだということで、後にニュー・パブリック・マネジメントと名づけられる様々な改革をやります。これは、様々な国営企業がたくさんありました。当時は化学企業だとか、自動車企業だとか、全部国営企業だったのが、どんどん民営化されていったとか、あるいは役所に残った仕事についても、民間の経営原理を導入するとか、あるいは国の省庁の4分の3をエージェンシーという、今日本でいう独立行政法人に移してしまって、役所の公務員人事とは別のところで動くような、そういうものにしたりとか、あるいは中央で統制的に人事給与を決めていたのを、各省庁に完全に分権しちゃうとか、勤務条件も全然ばらばらになるとか、そういったことをやる改革を、マーガレット・サッチャー、そして次のメジャー政権でやったところです。

これはその後、アメリカやニュージーランド、オーストラリアなどに瞬く間に波及して、それから発展途上国でもIMFとか、あるいはその他の国際機関の援助するときに、ドナー側の条件として、ニュー・パブリック・マネジメントの改革をするなら、いくらの借款を認めましょうと、そういうことにしたので、南アメリカやアフリカでもかなりの勢いで広まったものでもあります。

アメリカのクリントン政権が誕生したのは1993年なんですけれども、そのときの選挙キャンペーンで使われた本も、やはり先ほどの北川さんが読まれた本の原著なんですね。行政革命というふうに訳されていますけれども、それを基に改革をしようというふうに、クリントン政権ではやられたということで、当時非常に大きなニュー・パブリック・マネジメントの波が、日本も含めて巻き起こってきたということでもあります。その流れの一環として、行政評価制度が三重県で1995年に始まり、そして国のほうでも2000年から始まり、その前後に各自治体でもどんどん広まっていったということなんですね。その流れからおおよそ20年が経過しました。今、

NPMに対する反省ということもありますし、それから行き過ぎた民営化に対する反省というのも、いくつかの国で出されているところなんです。

そういったことで考えると、この評価制度自体、非常に大きな曲がり角にあるというふうに、私自身は考えております。何年か評価制度を経験してきて、多くの自治体で、あるいは省庁で、思ったような効果が上がらないという、そういうジレンマに陥っているところがたくさん出てくるようになりました。先ほど指標がいろいろ出てきたと思うんですが、そのKPIの上げ方ですとか、あるいは定性的な評価になってしまう、つまり、何とか頑張りますぐらいになっちゃうみたいなこと、評価しようがないような、そういう文言になっていたりとか、あるいは数値目標自体が非常に、取り組みやすい数字をどうしても原課のほうは書いてしまうものですから、みんな順調に達成しているという評価になっちゃうとか、原課のほうもだんだん、こういうふうに書いておいたらうまく評価してもらえると、そういうテクニックがだんだん伝わっていくんですね。これは全国的にテクニック集みたいなものも波及していくことになります。

ということで、いろんな問題点が指摘されてきましたが、一番大きなのは、各課で非常に多くの時間がこれに取られてきたということなんです。評価シートを見てもらったら分かるように、このもっと詳しいのが各内部評価でたくさん書かなきゃならないんです。ものすごい時間取られてやられて、そして残業が発生して、残業手当が発生して、それは区民の税金から出ているわけですね。回り回って区民のほうに回ってきているということから考えると、それ自体、もう気の毒なほど一生懸命やられておられる、非常に真面目な、職員の方とても真面目で一生懸命やられるんですけども、果たしてそれが本当に生きているのかどうかということを見ると、クエスチョンマークを持つ自治体がかなり出てくるようになりました。

ルーティン化してしまっているんですね、今、内部評価は特にですね。この時期になると、担当課からこういうシートが送られてきて、またかということで一生懸命これを埋めていくみたいなことですね。新しい評価の項目が出てくると、KPIはこの辺にしておこうかみたいな話を内部ですというのを、いろんな自治体の方と話していると、そういうふうになってしまっているという現状が、実は起きてきています。

そもそも地方自治体が何のために存在するのか、これは小学校に出前講座で行ったときに、先生、区役所って何のために存在するんですかって聞かれたら、思わずどきっとしてしまう。でも、これは職員の方にいつもいろんな研修とかで申し上げているのは、地方自治法は1条の2と2条14項を覚えていたら間違いないというふうに申し上げて、その地方自治法1条の2に何が書いてあるかといいますと、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするというふうに書かれていますね。住民の福祉の増進です、住民サービスの向上のために存在するんだと。

ただ、それだけではなくて、2条の14項に、その事務を処理にするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと書かれているんですね。最小の経費で最大の効果です。やはり税金で賄っている行政サービスなので、いかに効率的にできるだけ多くの人が満足するような行政サービスができるかとい

うことを考える必要があると思います。最近はやりの言葉で言うと、ウェルビーイングの向上ですね。住民のウェルビーイングの向上が最終目的なはずですが、区役所の存在する最終目的。住民のウェルビーイングを向上させるためにどうしたらいいのかということを考えるのが、本来外部の方々が集まっていたらいい、こういった委員会かなと私は思っていて、実は、いろんな自治体で変化が起きつつあります。一旦始めたことを継続するというのが公務員の習性で、私も実は大昔公務員を10年以上やっていたことがあります、取りあえず去年どおりやるということが、本当に習性になっちゃうんで、変えるというのがとても怖いんです。だから、勇気を持って変えようとしておられる自治体が出てきました。

実は先週の水曜日ですかね、近畿市長会っていうところに呼ばれて講演をしました。近畿市長会は112の市から構成されている市長会でありまして、100人ぐらいの市長さんが集まっておられました。そこでいろんな市長さんにお話を聞くと、うちはもうやめましたよというところが結構数が出ていたところですよ。

そういったように、かなり勇気を持って変えられ始めたところも出てきました。千葉市なんかは、もう七、八年前ですかね、かなり大胆な、今知事になっておられる熊谷さんが市長のときに、相当評価委員会の中身を、従来は本当にこういうパッケージであちこちに販売されていたモデルをやっておられたんですけども、今はもう驚くほど変わっていて、どうやったら職員が働きやすくなるのか、そして職員のウェルビーイングが上がるのか、そして住民サービスをより一生懸命やってくれるのかということを考えるような、そういう委員会になっていたり、あるいは、先ほどモデルになった静岡県の業務棚卸しについて申し上げましたが、この静岡県も、6年前だったかにやめています。なので、そういった動きが今、全国の各地で起きてきています。

越前市でも従来の全く同じような形の評価を20年やってきたんですけども、新しい市長が、これって職員疲弊する原因になっているし、本当に市民の幸せになっているのかというふうに疑問を持たれて、根本的に大胆に変えられたものもございます。

総務省のほうも、実は先ほどハッパかけたっていう話をしましたが、実は10年ほど前から積極的にやれということは全く言わなくなり、今は統計も取っていないんです、実は。だから、普及を諦めたというよりも、それはそうすべきではないと多分思っていらっしゃるんでしょう。本体の国の省庁のほうでも、非常に大きな動きが昨年ありました。政府の政策評価を審議する政策評価審議会というのがあります。かなり重たい委員会です。これの第33回だったですかね、去年の5月ぐらいの会議の中で、これまでの評価制度を振り返って反省して、改めることをそこでは明記しております。総務省自身の資料で報告しているんですね。つまり、委員の意見として述べたんじゃなくて、総務省大臣官房の資料の中にこういうふうに書いています。

現状は評価のための評価になっていて、評価書の作成、公表が目的化している。評価書は行政活動の成績表であり、目標達成が当たり前である、達成しやすい目標を設定するなどして、よい評価とすることに各原課は注力してしまっていると、これではいけないというふうに、総務省の大臣官房がもう書いているんですね。そこまで来ております。時代が非常に大きく変化、

転換しているというふうに、実は思っておりまして、評価の自己目的化というものは、職員の不幸でもあると思うんですね。

行政改革の国際的な教科書、ポリットとブカールトという人が書いているパブリック・マネジメント・リフォームという本がありまして、その中で行政改革の定義を、行政組織の構造、プロセス、文化を意図的に変化させて、行政組織の運営の改善を行うこととしています。構造とかプロセスとか手続とか文化を変えて、より運営が改善されて、ひいては住民のプラスになるような、そういう改革が行政改革であると。これは本来の国際的な定義なのに、いつの間にか、今となっては、もう一時代の役割を終えている、そして、それを多くの自治体では今もう転換しているということが大幅に起きてきているんですね。それを、新しいこの評価委員の皆さん方で、こういう形にしたらどうだということを議論していただいて、そして、それを区のほうに提言していただいて、新しい仕組みが始まると、職員も幸せになるし、ひいては区民の皆さんも幸せになる、こういう流れになるのかなと思っております。

ぜひこのような新しい行政評価の仕組みについて、この委員会で忌憚のない意見を出してもらって議論していければと思っています。ただし、今年度はまだ残っているので、従来のやり方でそのままやる部分がありますが、それと併せて、次年度以降について区長へ、あるいは区議会へ提言する中身について、ここで議論できればというふうに思っているところでございます。

ちょっと長くなりました、申し訳ございません。

これについて、皆さんからいろんなご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

先生おっしゃられたこと、よくよく分かる気がいたします。確かに内部評価を評価するのは外部評価委員会ということで参加させていただいたんですけれども、この国は縦割りですから、私も商店会からすると、商店会の関わっている部会の中で、実は今、現場で何が動いているかということは全く出てこないですね。

具体的な話をします。

うちの店に1日10回買物に来るおじいちゃんがいらっしゃいます。もうそれ、せがれ買っていったよと言うと、ああ、そうかって帰るんですけれども、心配だからっていつて区役所に電話をする。区役所の高齢者対応の皆さん、そのおじいちゃんの住まいにお見えになると、このおじいちゃんは有名人なんですね。区役所の皆さんよく知っていて、でも、おじいちゃんは区役所の職員、昨日来た職員のことは全く分かんない。要するに、昨日のことを覚えていられない。こういう状況で、区の職員だよって我々が言うと、ああ、そうかっていう話になるんですよ。

それで、このおじいちゃんたちの一番きついのは、いわゆる高齢者に対しての詐欺、屋根のあれか何かっていうところで、ここでだまされると、この高齢者の人たち、認知症とっていいと思うんですけれども、この方たちにすごい傷がつくんですよ。それこそ、自分の命を自

分で縮めるぐらいの状況になる。ですから、我々商店街は、実は高齢者対応、それから子育て支援ということなんですけれども、この縦割りの中で、役所の内部評価の中で、商店街が高齢者対応だとか子育て支援なんていうことは全く出ていない。ところが、先生ご案内のように、中小企業庁が、まちづくりの公益的事業は商店街が担うんだっておっしゃるけれどもまだ気持ちは変わっていないかと言ってくるぐらいの状況に変わろうとしていますから、ぜひぜひ、今期はそれこそ今までどおりの流れのところだと思うんですけれども、ぜひいろんな形の中の見方を進めていっていただけたら有り難いと思います。

新宿区の町連なんかと商店街は、すごくそういうところをネットワーク組んでいますから、意外とこの区は住みやすいところがあるんですね。というような思いです。

【会長】

どうもありがとうございます。

縦割りでという話がございました。どうしてもやっぱり役所は、各課に皆さん所属しておられるので、自分の仕事を一生懸命やるというのが、本当に一生懸命やっておられるのは分かるんですけれども、他方で、受け手側というか市民の側から見ると、今委員がおっしゃったように、ばらばらに言われてもちょっと困るみたいなのところがたくさん多分あると思うんですね。

今、政府も2017年の閣議決定だったと思いますが、サービスデザイン思考ということを積極的に言っています。これは、サービスの受け手の側に立って、どういうことをしたらいいのかということを考えようという、そういう考え方なんです。恐らく民間企業だと、そうしないと会社が潰れてしまうので一生懸命やられるんですけれども、役所の場合は、各局、各部、各課がそれぞれ一生懸命やるというふうになっちゃっているんで、それとサービスデザイン思考というのはかなり距離のある話なんです。でも、ひょっとすると、この委員会でそういったサービスデザイン思考、今おっしゃったような、商店街のほうでこれを受け止めるには、じゃ、どういう仕組みをつくったらいいんだということを、区に対して提言するような、そういう委員会でもあっていいと思うんですね、私は。

各課が決めたこのシートに、エクセルでば一つと細かいことをいっぱい書いています。それを見るということよりも、そっちの議論のほうが私は相当区民にとっては大事ななというふうに思います。

どうもご意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

お二人の意見がすごく参考になりました。基本的に、冒頭会長おっしゃられたように、評価制度が今大きな曲がり角に来ていて、効率化を目指さなきゃいけないというのは、非常にこれは賛成しています。

私も民間企業にいた中で、企業でいけば会社員、区役所ですと職員の方なんですけれども、残業時間も今いろんな規制があつたり、かなり労働時間に、例えば変な話、事務作業に時間を、パ

ワーを取られるのは非常にもったいないというのは、これ、非常に参考になりました。

今日初めて内容を聞いたばかりで、生意気なことを言えないんですが、来年以降、例えば、私、企業にてやっていたのは、抽象的に効率化とかいってもなかなか進まないんですけども、明日からこのシートをなくすとか、明日からこの書類をなくすとか、誰かが思い切ったことを言うと、そのシートがなくても、事務作業が減ったとか、いろいろ具体的なことを皆さんで提言ができれば、作業の効率化、特に事務局の方の作業というのは計り知れないものだと思いますので、何か私たち、せっかく今日初めて顔を合わせてスタートを切るわけですから、このままずるずるやっちゃうと、4年間ずっと継続してしまうので、この機会に、私たち何か新しいメンバーではこういうふうに作業が効率化できたとかなればいいかなと。

生意気でしたけれども、以上です。

【会長】

ありがとうございます。初めての委員でも、どんどんご意見おっしゃってください。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

令和6年度の予算が1,845億円ですか。この予算を執行するに当たって、第三次実行計画の中で細かくこういうことをやりますというのが記されているんですけども、今年度に関しては、そういうのを評価を継続していかなくてはいけないのではないかなと思います。

要するに、今の言葉で言えば、見える化ってよく言いますよね。行政に対しても、いろんな予算に対してもよく、区民の立場からしてみえる化をしっかりと行っていただきたいなど。さっきいろいろと政治的な話もあったけれども、マニフェストの評価をしないで、本当に言い放しの行政や、そういう議員が多くて、いいことだけ言って、その評価をしない、マニフェストが横行していたということもあって、今のような評価制度ができたのではないかなとも考えられますし、区民の立場から、やっぱり一人一人の区民の立場に立ちながら、私たちの意見も発言していく必要があると思います。

先ほどから意見が出ておりますように、無駄な労力というか、そういうものを積み重ねていったのでは、それこそ負担になってしまうので、そういうところは改革していく必要が今後あると考えます。

以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

【委員】

私の考えでは、外部評価というのはやはり区民の視点に立っての評価ということで、監査のようなこととか職員の成績とか、そういったことをするものではないので、あくまでも区民の視点に立って、こういったことがあれば区民としては嬉しい、こういったサービスが役に立っているということを提案する中で、10のうち1つでも2つでも取り上げられれば意味があるの

ではないかなというふうに感じています。どうしても皆さん、評価委員されている方はとても熱心なので、10あれば10書かなきゃいけない、少しでもこちらもマスを埋めなければいけないという方が多いんですけれども、やはり少ない意見でも、何か重要なことを述べていければいいなと思っています。

ちょっとこの外部評価の歴史がとても長くて、手元に資料がないので分からないんですけれども、3期か4期目ぐらいのときはかなり細かく、3期、4期前なのでちょっとここにはない、かなり細かく個別の事業の評価をしたけれども、これでは大変だということで、施策の評価をしようというふうに変わったというふうに理解しているんですけれども、要するに、どういう目的で事業を行っているかという施策を評価するということで、事業一つ一つの評価ではなく、施策を評価しようというふうに変わったというふうに理解しているので、その流れをちょっと切らすことなく続けていただきたいなと思っています。

会長がおっしゃったように、どうしても職員の方々は熱心で、細かく細かく評価を出していくというお話だったんですけれども、外部評価というのはあくまでも事業の評価であって、内部評価を評価するものではないというふうに、私は個人的には考えています。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんからの意見、ご質問ありましたらどうぞ。いかがでしょうか。

学識委員の先生方、いかがでございますでしょうか。

はい、お願いします。

【委員】

基本的に、今先生おっしゃっていた方向に、私としては異論はないのですが、今、委員からもありましたけれども、これまでの、ここに至るまでのこの制度の歴史というのもありますし、それとの連続性というのを意識する必要もあろうということで、今までの外部評価委員会の中でも、意欲としては、枠組みのところを変えるような新しいことをやってもらいたいみたいなアイデアは頑張ってお出して、意見とかいうところにできるだけ書くようにというような形でやってきたところもありますので、やはりそれがどう受け止めていただけるかというところもあるかと思いますので、外部評価委員の評価の在り方と、あと内部評価との関係性、内部評価そのものの是非というのがあるのかもしれないけれども、ちゃんとキャッチボールという言葉がありました、拾ってもらって、実際にアクションを起こしてもらえというようなところを意識する、もう少し強く意識するということは必要なかなというふうに思っております。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】

すみません、今おっしゃっていただいた、ちょっと質問になってしまうんですけども、当然区は、都から下りてきた仕事、または国から下りてきた仕事、結果、それをやらなければいけない、それに対して、我々は評価をしていいのかどうか、要は、国から下りてきて、ほかでも審議をやってきた中で、国が言っているからやらなきゃいけないのという議論をしちゃっていいのかどうか、ここでもそれをしちゃっていいんでしょうか。逆に、下りてきて、区がやろうとしているから、それに対しての、その中での評価をするだけなのか、そうではなくて、国に対してノーだったら、ノーって何で言わないのっていう評価を、こちらはしちゃってもいいんでしょうか。

というのは、我々、非常に現場に近いところで行政の方々と一緒に作業をすることが多いものですから、行政の方々のご苦勞もよく分かっていて、本当にやらなきゃいけないと思ってやっているのか、国から下りてきた、都からやれと言われたからやっている事業も多々あると思うんです。その中で、できること、できないことというものがあるって、できないものを何でしないのかといったところで、結果、特に福祉、私も福祉のほうに入っていると思うんですけども、福祉なんかでしたら、東京都のルールがあつて、そこにのっとつて、その窓口を区は務めるだけなんですというような業務も多々あるようなんですね。そうなったときに、区がいい、悪いじゃなくて、それはやらざるを得ないだけのことであつて、都にそれはノーと言えないのっていうことを、ここで審議するのかどうか、そこまで及んでいいものなのかどうか、やっぱり我々も近いところにいると、大現場が分かっていて、現場と上の方々の差というのも多少出てくると思うんで、その辺、どこまでヒアリングなのか、現場を見ていいのかということも、ちょっと教えていただければ助かります。

【会長】

それも、ぜひここで議論したいことでもございます。

バリエーションがいっぱいあつて、国のほうで法律で決められていて義務化されているものもあれば、やるように求めるとか、努力義務になっているものもあります。努力義務のほうは、別に区はやらなくてもいいものも多いんですね。計画を策定するものなんかは結構たくさんあつて、努力義務が、本当の義務として必ず作らなきゃならないもの、都道府県に対して、そのほかの市区町村については努力義務とされている計画なんかも多いので、それはうちはやらなくていいんじゃないのかという意見も言っているんですね。

ただ、法律で必ずやれと書いているものは、これはちょっと意見を言いようがないので。ただ、やり方について、もうちょっとこういうふうにしたら効率化できるんじゃないかとか、そういう意見はどんどん言えるかなと思っております。そのやり方についても、今後ここで議論していければと思います。

貴重な意見、ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

会長のご意見とか、評価のための評価はおかしいという意見はもう大賛成で、ただ、今お話を聞いていると、予算編成に反映させたりとか、内部の中の動きがもう制度化されている状態だと、いきなり来年からこうというのはちょっと難しいと思うので、ちょっと様子を見ながらどういう波及効果があるのか、みんなで考えていければと思います。

ただ、監査のための監査、評価のための評価、そのための事務手続というのは、本当に無駄な作業になると思いますので、長期的にはというとなんかやらないようなイメージなんです、長期的に、早めに考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。現在のところ、今年度の評価をする対象は、昨年度の事業についてでありまして、昨年度の事業については、おとし予算編成されているものですね。なので、今年評価をして結果を出しても、3月にはもう予算編成終わっていますので、来年度の、つまり、令和8年度の予算編成に何とか入るかどうかなというところで、予算のサイクルとはかなりずれているものが、全国の評価仕組みであります。

なので、国のほうも、そういった毎年度のローリングということではなくて、財務省のいわゆる予算査定の中に組み込ませるような、そういうやり方もやったりもして、一部の事業についてやっていますし、自治体のほうでも、予算査定のサイクルの中にこの評価の仕組みを、つまり、これまでは財政局の財務課の人だけが予算査定をしていたんです。そこに市民をかますような、そういう仕組みを取り入れ始めている自治体も一部、ごく一部ですけども出ています。そうすると、まさにリアルタイムで評価が反映されるということになります、今のこの制度だと、我々が今年度評価しても、令和7年度予算には絶対間に合わない、平成8年度に考えてもらえるかどうかということになるかなと思います。

ただ、一部については多分、令和7年度にぎりぎり押し込もうということは可能な部分も、10月にこれを出せば間に合わないこともないですけども、大枠はもうそれまでにかなりの程度仕組みが進んでおりますので、そのところはちょっと、時期的にはずれることがあろうかなと思います。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

たくさん意見をいただきました。それを全部集約する能力は私にはないんですけども、取りあえず今年度はこれまでどおりの評価の仕組みでやっていく、その中で、こういうふうにしたらもっとよくなるんじゃないかとか、もっと現場の声が反映できるような仕組みになるんじゃないかということを、みんなでちょっと話し合いを持たせていただけたらなと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後に次第の8ですね、評価作業についてであります。

今後の評価作業について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

【事務局】

事務局から、今後の評価作業についてご説明をさせていただきます。

先ほどスケジュールで確認したとおり、本日の会議が終わった後、次は部会の第1回になります。それまでの間、個人作業があります。

資料を、もう一回見ていただいてよろしいでしょうか。

外部評価委員会の評価方針（案）のところですが、大きな2番で評価の進め方があり、その（1）の内部評価等の確認をお願いしたいと思っております。

具体的には、6月の上旬に我々事務局から皆さんお一人お一人に郵送で、区が内部評価を実施した結果の施策評価のシート、それから計画事業評価のシート、あと経常事業の確認のシートを、分かるような形で封筒に入れまして、さらに、その事業で区民向けの周知チラシとか、その事業がどんなものなのか分かるような補助的な資料も同封して郵送させていただきますので、そちらをお読みいただいて勉強していただきたいと考えております。

行政評価シート、すごく1シートの中にいろんな情報を詰め込んでいるんですけども、今日お付けした資料の最後に行政評価シートの見方という、この資料番号を付していない3枚物の資料がありますので、そちらを見ていただくと、各欄に書いてあるのは何なのか、どういった内容をこの欄に書いているのかという説明の吹き出しがついているシートのサンプルを載せていますので、例えば、施策評価シートをご覧いただくときは、1枚目をちょっと横に置いて見ていただくと分かるかなと。めくっていただくと、計画事業評価シートについてのご説明が表面、裏面になりまして、最後に経常事業取組状況シートになっていますので、こちら確認の際にご活用いただければと思います。

ここに今書いてある内容は、まさに今、区が遂行している途中のシートの内容ですので、この内容はあくまでサンプルだという扱いにさせていただくようにお願いをいたします。

また、計画事業につきましては、先ほど西澤が説明で使ったオレンジ色の第二次実行計画という冊子があると思います。こちらで、各計画事業の個別の計画については、例えば、17ページを開いていただいてよろしいでしょうか。

この計画事業の冊子は、それぞれの計画事業を、区としてこんなふうにやっていきたいですという、複数年間の計画を示しているんですけども、17ページは1番、気軽に健康づくりに取り組める環境整備ということで、事業概要を書きまして、その下に令和2年度の現況、この計画が始まる前、特に注目している指数はこれですよということで、しんじゅく健康ポイント、健康にいいことをするとポイントがたまるようなポイント制度をこの事業で持っているんですけども、それを、令和2年度、計画が始まる前は2,700人しかいないんだけど、令和5年度末、計画が終わるときには6,300人にするんですと。それとは別に、健康アクションポイントという別のポイントも創設して、1年間当たり900人ご参加いただくようにして、計画が終わってからの姿というのを最初と最後で描いて、その右側で年度別計画ということで、令和3年度はこのようなことをします、4年度はこのようなことをしますということで、この計画対象期間の3年間、どのようなことを行うかというのを、この冊子で全ての計画事業については決めることとしております。

今度、評価していただく施策の中に計画事業があった場合は、この冊子の中のどこかに必ず、このように決めている場所がありますので、そこも見てくださいと、その計画事業がどのような事業なのかということの理解が進むと思いますので、併せてご確認をいただければと思います。

この資料確認、そのような形でやっていただきたいと思っていますので、事業を読んでいると分からないことたくさんあるかと思います。区の担当者にこれは聞かないと分からないというときに、聞きたいなと、そういった点は、ぜひ各事業ごとにメモしてきていただければと思います。そのメモを基に、部会の初日で皆さんの疑問点等を、部会で議論して整理していただいて、部会の質問リストという形にまとめていただくということにつながってきます。

やっていてまた分からないこと出てくるとしますので、随時事務局にメール、お電話でお問合せいただければ、その都度対応させていただきますので、日々お忙しい中大変な作業をお願いしてしまうことになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に事務連絡をお願いいたします。

【事務局】

では、本日はこれで終わりになりますので、次回は各部会の日にご参集いただきますようお願いいたします。また、リマインドのご連絡等、事務局からさせていただきます。

今期から新たに委員にご就任いただく皆様には、事前連絡で、マイナンバーや報酬の振込み先等ご教示いただくようお願いしていたかと思しますので、そちらの書類を帰るときに事務局にご提出いただきますようお願いいたします。

事務連絡以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきますいんですけれども、何かご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

それでは、以上とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

＜閉会＞